

＜報道発表資料＞

カテゴリー:お知らせ

令和7年12月26日

緊急銃猟の体制整備に向けた関係機関会議を開催しました

人の生活圏に出没するクマ等の被害が全国的に問題となる中、改正鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟制度が令和7年9月1日から施行されました。

県では、クマ等が出没した際、この制度を的確に運用できるよう、小川地域における体制づくりに向けた関係機関会議を以下のとおり開催しました。

今後も、県内各地域における緊急銃猟の体制整備を引き続き支援していきます。

1 日 時

令和7年12月26日（金） 10時から12時

2 場 所

小川町役場3階 大会議室

3 主な参加者

小川町長、ときがわ町長、東秩父村長、嵐山町副町長、小川警察署生活安全課長、小川獵友会長、埼玉県環境部みどり自然課長、東松山環境管理事務所長

4 主な内容等

会議では、県から緊急銃猟に係る町村長の役割や埼玉県クマ対策パッケージ等の説明をした後、町村からは緊急銃猟制度に関する保険の適用や今後予定されている緊急銃猟想定訓練等について質疑・意見交換があったほか、獵友会からは町村に対し緊急銃猟の体制を早期に整えてほしいとの発言がありました。

